

加茂市告示第66号

加茂農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由を次により縦覧に供する。

なお、当市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに、市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和8年9月10日

加茂市長 藤田 明美



1 農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由の縦覧期間

自 令和8年9月10日

至 令和8年10月9日

2 縦覧の場所

加茂市幸町二丁目3番5号

加茂市役所 4階 農林課

3 意見書の提出、異議の申し出

意見書の提出、異議の申し出に当たっては、農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由の縦覧場所に備え付けの「加茂農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出について」、「加茂農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に対する異議の申し出について」によること。